

特集 学問の自由と研究者の権利

『日本の科学者』編集委員会

日本国憲法は第23条で、「学問の自由は、これを保障する」と規定している。研究者にとって、学問の自由は憲法で保障された権利なのである。

学問の自由には、(1) 学問研究の自由、(2) 研究発表の自由、(3) 教授の自由が含まれている。これら3点は、研究者の権利として当然認められるべきものである。だが、大学や研究機関の「独立法人」化以降、研究諸条件が大きく変えられていくなかで、これらの権利が、さまざまな外的規制によって脅かされているとともに、研究者の内面からも蝕まれている。

(1) 学問研究の自由にかんしていえば、何を、どのように研究するかについては研究者個人に認められているとしても、研究と産業との結びつきを強める政策が取られるなかで、大学では、競争的資金が増やされる反面、基盤的経費である運営交付金が大幅に減らされるなど、財政面から研究内容の誘導が強まっている。

(2) 研究発表にかんしても、研究発表数の報告が求められたり義務化されるなかで、短期間に成果があがるような研究が横行し、試行錯誤を繰り返す地道な研究が敬遠される傾向にある。とくに、任期制の若手研究者にとっては、短期間に研究成果をあげるよう求められていることがかなりの負担となっている。

(3) 教授の自由は、大学では研究と教育の一体化のなかで遂行されてきたが、近年、この理念が曖昧にされつつある。また、公的な、あるいは民間の研究機関においては、講演は

上司の許可が必要とされ、公的研究機関では、政策に反する研究成果を外部に発信することはきわめて難しくなっている。

このように、学問の自由にかかわることが外的規制だけではなく、研究者の内面からも蝕まれている現状のもとで、研究者のモラル低下も指摘されている。同時に、このような雰囲気なかで、学問の自由にかかわって研究者の権利を踏みじめる特徴的な問題も生じている。本特集は、これらの問題のいくつかを取り上げたものである。

第1論文(高木秀男氏)は、権力による外圧のもとで学問の自由を守ろうとする、戦前の大学人の闘いから学びながら、研究者のあり方や権利を考える基本的な視点を提起している。

第2論文(福田邦夫氏)は、研究発表の自由を脅かす、ファンド経営者による野中教授不当提訴がSLAPP(恫喝)訴訟であることを論じている。野中教授不当提訴の具体的内容については、本誌4月号で、主任弁護士徳住堅治氏の論文が<オピニオン>欄に掲載されているので、参照されたい。

第3論文(岩橋昭廣氏)は、「生き残りをかけた」私立大学間の競争のなかで、私立大学において、教員の権利侵害や不当解雇が専断的理事会によっておこなわれている実態を告発している。

第4論文(直江俊一氏)は、大学における教育と研究の結びつきについて改めて確認する必要があることを論じている。これは、教授の自由ともかかわっている。